

PAM通信 コラム

2011年1月発行

<第46回>タイトル：目指すべき方向 その2 利用者

介助に関係する費用が公的に支出されているのは何故でしょう？ 私たちに
関係する現行の法律の“障害者自立支援法”は「障害者及び障害児がその有す
る能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ
うにすることを目的とし、国にはその財源負担義務がある」と言っています。
法律や社会保障論の厳密な解釈は私には難しいですが「障害があっても、その
人らしい普通の生活ができることを社会が保障すべきなので介助料が公的に支
出される」という意味と考えると良いのではないのでしょうか？ 今回のコラムで
は、このような目的で公的に支出される介助料を使い介助派遣を受ける“利用
者”はどう在るべきかを考えてみたいと思います。それを考えることで、利用
者の目指すべき方向や、質の高い利用者がどんな存在であるのかが見えてくる
と思うからです。

介助料が障害者の普通（健常者と同じ）の生活の保障を目的としているのだ
から、利用者は介助に関係する煩わしい（健常者はしなくていい）ことは介助
派遣事業者（例えば PAM）に任せ、お客さんでいるだけで良いのでしょうか？
しかし、利用者が介助派遣サービスを楽しむだけのお客さんであるのなら、
現行のサービスに文句は言えません。これは選挙に行かない消費者が社会の問題
を政治家のせいにする姿に似ています。政治に参加する義務を負わないのなら
政治施策や、その結果としての社会に文句を言う権利もないことになるから
です。お客さんとしての権利を主張（自分のしたい生活を）するためには、お
客さんとしての義務を負う必要があります。介助派遣事業のお客さんであれば
ヘルパーの雇用者である義務を負わなければならないこととなります（PAMの
ような自薦の事業所は特にそうです）。もちろん義務を負いたくないので権利を

主張しない選択もできると思います。でもその選択をして在宅で暮らすのなら養護施設へ入所したほうが楽に暮らせるかもしれません。とは言え、介助派遣事業の利用者の1人としての私も、煩わしいことは考えずに利用できることが理想だと思いたくなります。しかし、「利用者が煩わしいことには係わらず自分のしたい生活が続けられる」そんな理想の介助派遣事業は実現化できるのでしょうか？少なくとも、その理想の事業が古くなり形骸化したり、腐敗したりしないために必要な不断の改善には利用者の力が必要だと思います。こう考えると利用者がただのお客さんになれる日は来ないのかもしれませんが…。

抽象的な話は終わりにして、ここからは具体的に考えてみたいと思います。利用者はヘルパーに自分の介助の仕方を教えるべきでしょうか？ヘルパーの得意不得意を考慮して仕事を割り振るべきでしょうか？私の考えは、どちらも“イエス”です。これらを行わないと円滑な介助は得られないと思うからです。さらに、ヘルパーの家族構成や居住地域などの生活状況を考慮して勤務のシフトを組むべきでしょうか？ヘルパーの人権を尊重してセクシャルハラスメントやパワーハラスメントが起きないように注意すべきでしょうか？ヘルパーの能力アップや成長に力を貸すべきでしょうか？これらのどれにも“イエス”であることが利用者の生活の安定や質の向上につながると言えるのではないのでしょうか？それでは、利用者は自分で分からない（指示できない）内容の介助をヘルパーに依頼して良いのでしょうか？依頼した介助の結果に責任を負うべきでしょうか？これらの問いには“利用者はヘルパーの失敗が原因で起きた問題や、手抜きで起きた問題の責任をも自らが負うことで利用者としての権利（例えば、ヘルパーを解雇する権利）が得られる”との答えと、更なる問題提起をしたいと思います。“依頼した介助の結果に責任を負うことは「義務」であると同時に「権利」を守ることなのではないのでしょうか？”

上記のように考えて来ると、利用者は介助派遣業の担い手の1人であることを意識すべき存在であると思います。そして、介助料の恩恵を受ける権利と、その目的や意味を理解し、それらを成熟させる義務（方向性）を持つことが“質の高い利用者”へなるための方法ではないのでしょうか？あなたはどのように考えますか？（TK）